

## 演奏技術・態度は金氏の主観であること／2人に対して、リハーサルの中で行う注意や指摘の域を超える指導や注意を、金氏が行ったことはないこと／2人の演奏技術と態度は解雇に相当するほど重大なことはなかったこと

### 金聖響常任指揮者への証人尋問で明らかに

10月17日、神奈川フィルハーモニー管弦楽団による不当労働行為認定と、杉本さん、布施木さんの解雇撤回の救済命令を求める県労働委員会の第4回審問が行われました。傍聴者は「良くする会」会員、旭区の会、国民救援会、県職労連退職者会、JAL争議団、神奈川自治労・神奈川労連・県職労連・神奈川フィル分会など約50が参加しました。

この日は、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の常任指揮者金聖響氏が楽団側証人として尋問を受けました。金氏は、二人が解雇される決定が出される評価委員会の開催前に、①演奏技術がプロの域に達していないこと、②演奏態度が良くないこと、③私を無視する態度をとることなどを理由に、楽団に対して「早急な対応」（解雇を求めるものと思われる）を求める文書を提出（2012年1月31日付）しており、そのことが「音楽的監督者の指摘により解雇することができる」という就業規則にあたることとして解雇に至ったと説明されているものです。



この日の反対尋問は、①演奏技術が劣っていることの証明、②演奏態度が悪いとする根拠、③なぜおとなげなく解雇決定までになるのか、などを中心に行われました。

#### まず技術問題。わかったことは次の通り。

・杉本さん、布施木さんについて「音がほとんど出ていないような状態」と評しているが、音が出ていないというのは音量が小さいということ。

・コントラバス集団の中で2人の音が出ていないと判断するのは難しい。

・私の前で、杉本さんや布施木さんがコントラバスを独奏したこと、あるいは、2人だけでコントラバスを演奏したことはない。

・2人のコントラバスの音が出ていないと評しているのは、私が感じたもので、他の指揮者のことは分からない。

・どの指揮者が聞いても、どの演奏家が聞いても、2人について、音が出ていないと評価するかどうかは、私には分からない。

・2人のコントラバスは、それぞれ1人で演奏することがあったら、音が出ていないということは、その場に居合わせた人は全員、すぐに気付くことになる。

・堀さんの指揮する文化庁公演では、平成21年の山内中学校における公演をはじめとして、各演奏会で楽器紹介が行われ、布施木さんや杉本さんも楽器紹介を担当していたことは知っている。

・堀さんは、布施木さんの楽器紹介について、よく演奏してくれたと評価しているが、金氏は「分からない」と答えた。

・神奈川フィルの歴代の常任指揮者である黒岩英臣氏、佐藤功太郎氏、手塚幸紀氏、現田茂夫氏から音が

出していないという指摘を受けたことは、一切無いとの指摘に対し、「それは30年前の話。年齢とともに衰えるし、その後練習をどうつんできたかによる」と金氏の直前までの指揮者からも音楽的指摘を受けたことがないことに目をつむる。

つまり演奏技術については金氏だけの感覚で「音が出ていない」と評価したに過ぎないこと。他の指揮者や音楽家の評価は今回の音楽的評価とは関係なく金氏だけの判断であることが明らかとなりました。

#### 次に演奏態度の問題。

・指揮者の方を見ない人がいるということは、神奈川フィルに限ったことではない。

・常に指揮者を見ているということではなく、譜面、首席やコンサートマスター、そして指揮者を見るなどする。

・杉本さんが神奈川フィルの定期会員の獲得ではダントツで1番多く集めていることは知っている。

・リハーサル中に布施木さんが「そんなのできない」といったことが聞こえ、注意をしたことに対し、金氏以外誰も聞こえていないこと。

・その態度が「お客様の目に余る態度」と記載しているが、その日のリハーサルはお客様のいないリハーサルであった。にもかかわらず金氏はお客様に影響を及ぼしかねないと主張した。

演奏態度は金氏に対し、目を見るとかやる気のないオーラとかの金氏の主観に過ぎないことが明らかとなるばかりか、そのことをもって解雇にまで至ると主張してはばからない金氏の態度こそがクローズアップされました。

# 神奈川フィルハーモニー管弦楽団による 不当労働行為認定と、杉本さん布施木さんの解雇撤回の 救済命令を求める請願署名 6729筆 団体164筆を提出

10月17日、第4回労働委員会審問が行われる前段に、支援する会員、個人で、労働委員会に対し、不当労働行為認定と解雇撤回の救済命令を求める要請署名を提出しました。この日は団体56筆(累計164)、個人4048筆(累計6729)を提出。提出にあたり、杉本さんが地元で活躍し信頼を集めている旭区の会や救援会、当該分会から、また本人からも「一刻も早い救済命令を」「杉本さんの存在が旭区で神奈川フィルの認知を高めた。貢献してきた事実を見てください」「チラシを見るたびに胸が痛む。不当解雇は明らか」など、要請し

ました。これに対し労働委員会事務局は「要請された内容は労働委員に確実に伝える。また今後も要請があれば受ける」と丁寧な対応をいただきました。

署名提出は次回労働委員会審問時(11/3)に。

## 今後の労働委員会・裁判の日程

### <第5回県労働委員会審問>

【日時】12月3日(火) 集合：13時 13時30分～審問

【会場】労働プラザ 集合：7階控え室

審問：6階審問室

【内容】求釈明

### <第6回労働委員会>

【日時】1月14日(火) 集合：14時30分7階控え室

審問：15時～6階審問室

【内容】結審

### 横浜地裁第2回期日

11月28日(木) 10時～地裁前宣伝

11時～第2回期日



## 杉本さん布施木さんの解雇を撤回させ、神奈フィルを良くする会

### 入会申込書

杉本さん布施木さんの解雇を撤回させ、神奈フィルを良くする会に入会します。

年会費(個人1口1000円、団体1口3000円)

カナ			会員区分(該当する方に○)
氏名			個人 団体
			年会費 口 円
住所 (自宅)	〒 ー		
	電話		
	携帯		
	メール		
所属	名称		
会費領収書 要・不要		事務局使用欄	NO